

平塚エンジニアリング 販売条項

本書に記載された条項及び条件(以下「本契約」という)は、お客様が有限会社平塚エンジニアリング(以下「HEG」という)から、HEG 又は HEG の関連会社により製造されたハードウェア(以下「本ハードウェア」という)、HEG 又は HEG の関連会社により製造されたソフトウェア(以下「本ソフトウェア」という)の使用ライセンス、及び HEG ブランドではない製品(以下「本製品」と総称する)並びに HEG のハードウェア及びソフトウェアにかかるサービス及びサポート(以下「本サービス」という)を購入した場合に適用されます。お客様と HEG が本製品又は本サービスの購入に適用される契約を別途書面により締結した場合を除き、本契約が適用されるものとします。お客様は、HEG に対して発注を行うことにより、本契約の条項に拘束されることに同意したことになります。HEG は、お客様の発注書その他類似の書面に記載されたいかなる条項及び条件の適用を受けることをここに明示的に拒否します。お客様が本契約の条項に同意されない場合には、速やかに、その旨を HEG に通知し、本製品を未使用の状態での納入時の梱包により HEG にご返品ください。

1. 価格及び注文

価格は、お客様に宛てて発行される見積書(以下「見積書」という)に記載されます。見積書に別段の記載がある場合を除き、見積書は発行日から 30 日で失効します。全ての注文は、HEG の単独裁量により受諾されるか否かが決まります。注文は、HEG が注文を予約し、お客様に注文請書を送付/送信することをもって受諾されたとみなされます。HEG は、HEG が書面により同意する場合を除き、注文についての変更が拘束されないものとします。HEG は、お客様が HEG に提供したいずれかの情報が不正確であった場合に注文を取り消す権利を留保します。

2. 支払及び請求

支払期日は、HEG の発行する請求書に別段の記載がある場合を除き、発注時とします。お客様が掛け売りを認められた場合、支払期日は HEG が請求書を発行した月の翌月末までとします。支払は HEG の請求書に記載された通貨でなされるものとします。支払期日に支払われなかった全額について、月利 1.5% 又は法令が許容する最高利率のいずれか低い方の利率により 1 日単位で遅延利息が発生するものとします。一つの注文に複数の製品が含まれる場合、各製品について、出荷時に請求がなされます。

3. 納入、所有権及び危険負担

本製品(本ソフトウェアについては、その媒体)の所有権及び危険負担は、HEG、HEG の倉庫、又は HEG の関連会社からの出荷をもって、お客様に移転するものとします。但し、HEG は、お客様が請求額の全額をお支払いするまで、担保として本製品上の所有権を留保します。納入先が日本国内である注文については、HEG が輸送の手配を行います。請求書に記載される全ての輸送手数料及び取扱作業費はお客様の負担とします。お客様が自ら輸送の手配を行うことを選択するか、又はお客様の発注先が、日本以外の HEG 企業である場合は、各種手数料、関税、手続及び通関手続を含む全ての輸送及び運送について、お客様がその責任において行うものとします。HEG が通知する出荷日はあくまでも予定であり、HEG は、本製品の納入遅延により生ずるいかなる責任又は損失についても責任を負わないものとします。出荷製品の不足に関する請求は、請求書の日付(以下「請求日」という)から 45 日以内にお客様より HEG に

対して書面による通知がなされない限り放棄されたものとみなされます。

4. 税金

価格には、本製品又は本サービスの購入に起因して課される売上税、消費税、使用税、サービス税、付加価値税、その他類似の税金（以下「税金」という）は、含まれておらず、かかる税金は、すべてお客様の負担とします。お客様が税金を免除される場合は、お客様は、発注時に、HEG に対して、その指示される場所に従い、税金が免除されることを証する適切な書面を提出しなければなりません。

5. ソフトウェア

本ソフトウェアは、本ソフトウェアと共に提供されるソフトウェア使用許諾契約書、又はかかる使用許諾契約が無い場合は購入時に平塚エンジニアリング・ソフトウェア使用許諾契約書(HIRATSUKA Engineering Software License Agreement)に基づきライセンスが許諾されています。全てのソフトウェアは、ライセンスが許諾されるのであって、販売されるのではなく、ソフトウェアの権原は該当するライセンサーが保有します。

6. HEG ブランドではない製品

HEG が再販売する HEG ブランドではない製品については、HEG は試験又は修理を行うことができない場合があります、サービスを受けるためお客様が製造者又は発行者に連絡する必要があることがあります。HEG は、HEG ブランドではない製品について、保証せず、サポート義務を負わず、またいかなる責任も負わないものとします。本契約の「限定的保証」及び「知的財産にかかる義務」の条項は、HEG ブランドではない製品の売買へは適用されません。「HEG ブランドではない製品」とは、HEG が販売するものの、HEG の商標が付されていない第三者のハードウェア、ソフトウェア、又はサービスを意味します。

7. サービス

HEG により提供される本サービスは、当事者間で書面により合意されるサービス契約若しくは本サービスを具体的に特定する作業明細書、又は適用ある場合は、HEG のサービス条項に従うものとします。

8. 返品に関する方針

お客様は、請求日から 30 日間は、未開封、未使用である場合に限り、本ハードウェア及び/又は本ソフトウェアを返品することができます。30 日の期間の満了後は返品を受け付けません。お客様が本製品の返品を行うにあたっては、返品確認(Return Material Authorization (RMA))番号が必要です。本製品のカスタマイズ品及び HEG ブランドではない製品の返品の受付の可否については、HEG が単独の裁量により判断します。

9. 限定的保証

HEG は、請求日から 1 年間、HEG の本ハードウェアについて、当該製品が適用ある HEG の公表された仕様に実質的に適合しないこととなるような素材及び製造技術上の欠陥は存在しないことを保証します。HEG は、請求日から 90 日間、(i)本ソフトウェアが適用される付属のマニュアル文書に

実質的に従って機能し、かつ(ii)本ソフトウェアの媒体に素材及び製造技術上の欠陥が存在しないことを保証します。HEG は、本サービスが適切な態様で履行されることを保証します。HEG が適用ある保証期間中に欠陥又は不適合の通知を受領した場合、HEG はその裁量により、(i)問題のある本ハードウェア若しくは本ソフトウェアを修理若しくは交換し、(ii)問題のある本サービスを再度履行し、(iii)お客様に問題のある本ハードウェア若しくは本ソフトウェアを修理若しくは交換のために HEG に直接輸出するよう指示し、又は(iv)問題のある本ハードウェア、本ソフトウェア、若しくは本サービスの料金を払い戻します。修理又は交換後の本ハードウェア又は本ソフトウェアは、当初の保証期間の残期間又は 90 日間のうちいずれか長い期間について保証されます。HEG が本ハードウェアを修理又は交換することを選択する場合、HEG は、新品、又は新品と同等の性能及び信頼性を有し、当初の部品又は本ハードウェアと少なくとも同等の機能を有する整備済みの部品又は製品を使用することができます。お客様は、保証に基づき本ハードウェアを HEG に返品する前又は後に、HEG より返品確認番号(RMA 番号)、又はサービスリクエスト番号を取得しなければなりません。問題のある本ハードウェアを HEG に送る際の輸送費はお客様が支払い、当該本ハードウェアをお客様に返送する際の輸送費は HEG が支払います。HEG が返品された本ハードウェアを検査及び試験した後、それが限定的保証の対象に含まれないと判断した場合には、HEG は、お客様にその旨を通知し、お客様の費用負担において当該本ハードウェアを返送します。HEG は、限定的保証の対象外の本ハードウェアの検査及び試験についてその費用を請求する権利を留保します。本限定的保証は、本ハードウェア又は本ソフトウェアの欠陥が次のいずれかの事柄に起因するものである場合には適用されません：(HEG 以外の者によって実施された)不適切又は不十分なメンテナンス、設置、修理又は校正、許可を受けていない改変、不適切な環境、不適切なハードウェア又はソフトウェア・キーの使用、本ハードウェア又は本ソフトウェアの仕様の範囲を超えた不適切な使用又は操作。不適切な電圧の印加、事故、誤用又は不注意、雷、洪水又は他の天災等の災害。上記の救済手段は排他的なものであり、お客様が有する唯一の救済手段であり、また、これらの救済手段がその主要な目的を達成しえない場合であっても適用されるものとします。

10. その他の保証の不適用

本契約に明示に規定される場合を除いては、本製品及び本サービスは、いかなる種類の保証も付されることなく、「現状有姿」(as is)で提供されます。HEG は、本製品又は本サービスに関するいかなる保証(商品性の黙示の保証、特定目的適合性、第三者の所有権その他の財産権を侵害していないこと、及び取引慣行又は取引過程により生じうるあらゆる保証を含みます。)も、明示、黙示を問わず、行いません。HEG も、正確さ、的確性、信頼性その他いかなる点についても、本製品又は本サービスの使用又は使用結果に関して、保証せず、またいかなる表明も行いません。HEG も、本製品の稼働に中断がなく、又は誤作動がないことを保証しません。

11. 警告及びお客様による補償

お客様は、本製品及び本サービスは、生命若しくは安全の維持に不可欠なシステム、危険な環境若しくはフェイル・セーフ機能が必要となる他のあらゆる環境(原子力施設の運用、航空機ナビゲーション、航空交通管制システム、救命若しくは生命維持システムその他の医療装置の運用若しくは操作を含みます。)、又は本製品若しくは本サービスの欠陥が死亡、傷害、重大な財産損害若しくは環境被害をもたらさう

その他あらゆる用途における使用(以下「高リスク用途」と総称する)のために設計、製造又は試験されたものではないことを理解し、かつ認めます。また、お客様は、バックアップ及びシャットダウン機構の準備を含め、本製品及び本サービスの故障・機能不全に備えた防御策を講じなければなりません。HEG は、本製品又は本サービスの高リスク用途への適合性について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。お客様は、お客様が本製品又は本サービスを高リスク用途に使用したことに起因する、製造物責任に関する請求、人身損害(死亡を含みます。)又は財産損害に対する賠償請求を含む一切の請求、損失、損害賠償、手続(訴訟、仲裁又は行政上の措置を含みます。)、及び費用(合理的な弁護士費用を含みます。)について、当該請求が HEG の過失をその全部又は一部の原因と主張するものであるか否か又は実際にかかる過失が原因であるか否かにかかわらず、HEG を防御し、補償し、HEG に損害を与えないものとします。

12. システム及びアプリケーションに関する責任及び追加的補償

お客様は、本製品又は本サービスがお客様のシステム又はアプリケーションに組み込まれた場合の、本製品又は本サービスの適合性及び信頼性(同システム又はアプリケーションの設計、プロセス、及び安全レベルの適切性を含みます。)の検証及び確認について自らが最終的な責任を負うことを認めます。また、お客様は、本製品又は本サービスがシステム又はアプリケーションに組み込まれる場合は、バックアップ及びシャットダウン機構の準備を含め、本製品及び本サービスの故障・機能不全に備えた慎重な対策を講じなければなりません。お客様は、お客様が本製品又は本サービスを自らのシステム又はアプリケーションに組み込んだことに起因する一切の請求、損失、損害賠償、手続(訴訟、仲裁又は行政上の措置を含みます。)、並びに費用(合理的な弁護士報酬を含みます。)について、当該請求が HEG の過失をその全部又は一部の原因と主張するものであるか否か又は実際にかかる過失が原因であるか否かにかかわらず、HEG を防御し、補償し、HEG に損害を与えないものとします。

13. 知的財産にかかる義務

HEG は、本ハードウェア、本ソフトウェア又は本サービスが日本の特許、著作権、又は商標を侵害すると主張するいかなる第三者による請求(以下「知的財産にかかる請求」という)に対しても防御することに同意します。お客様は、知的財産にかかる請求又は知的財産にかかる請求の原因が存在するとの主張を認識したときは、直ちに HEG に通知し、HEG に当該知的財産にかかる請求に対する防御及び和解についての単独の決定権を付与し、かつ、あらゆる知的財産にかかる請求に対する防御の準備において HEG に全面的に協力するものとします。HEG は、知的財産にかかる請求により生じた終局的な判決又は和解(但し、当該和解が本条に従って合意された場合に限りです。)に対する支払を行うことに同意します。HEG は、自らが事前に書面により同意していない和解については責任を負わないものとします。上記にかかわらず、HEG は、下記(a)乃至(e)のいずれかに関連又は起因する請求については、本条に定める義務を負わないものとします。

(a)お客様による本ハードウェア、本ソフトウェア又は本サービスの改変。

(b)HEG により提供された適用あるマニュアル に従わない本ハードウェア、本ソフトウェア又は本サービスの使用。

(c)HEG により提供されたものではない他のハードウェア、ソフトウェア又はサービスと本ハードウェア、

本ソフトウェア又は本サービスとの結合又は併用。

(d)HEG がお客様により指定された仕様又は指図に従ったこと(お客様により提供又は要求されたソフトウェアその他の素材を組み込んだ場合を含みます。)

(e)HEG ブランドではない製品。

上記は、あらゆる特許権、商標権、著作権その他の知的財産権の侵害についてのお客様の唯一の救済手段、並びに HEG の全ての義務及び責任を定めたものです。当該限定的補償は、侵害に対する法令上又は黙示の保証に取って代わるものとしします。

また、HEG が本ハードウェア、本ソフトウェア又は本サービスが他の知的財産権を侵害すると主張される可能性があるとは合理的に判断した場合には、生じうる損害を減らすために、HEG は、その選択により、(i)お客様のために、当該本ハードウェア、本ソフトウェア若しくは本サービスを引き続き使用できるように権利を取得すること、(ii)当該本ハードウェア、本ソフトウェア若しくは本サービスを、当該侵害の懸念がない同等の本ハードウェア、本ソフトウェア若しくは本サービスと交換すること、又は、(iii)お客様が支払った料金を払い戻すこと(この場合、お客様は速やかに当該本ハードウェアを HEG に返還し又は本ソフトウェア若しくは本サービスの使用を終了し又はその双方を行うものとしします。)ができるものとしします。

14. 財産的権利

HEG は、本契約に基づき HEG が作成又は提供するカスタム開発を含む、本製品に含まれ若しくは組み込まれた、又は本サービスから生じた、あらゆる知的財産権について、全ての権利、権原及び利益を留保します。本契約のいずれの規定も、お客様に当該知的財産権にかかる権利を付与するものとはみなされません。

15. 責任の限定

HEG は、(I)本契約若しくは本製品若しくは本サービスに起因し若しくは関連する特別損害、間接的損害、付随的損害、懲罰的損害、若しくは派生的損害、又は(II)以下の(A)乃至(E)のいずれかに起因し若しくは関連するいずれの損害についても責任を負わないものとしします。(A)本製品又は本サービスの使用不能(代替の製品又はサービスの取得費用を含みます。)(B)本製品、本ハードウェア、本ソフトウェア又はデータの損失、破損、又は使用不能。(C)収入、利益、又は事業機会の逸失。(D)事業中断又は作業中止時間。(E)(HEG が提案したものであるかにかかわらず)特定の成果を得られなかったこと。適用ある法令が許容する限度において、本契約又は本製品若しくは本サービスに起因し又は関連して HEG が負う責任の総額は、かかる請求の原因である当該本製品又は本サービスについてお客様が支払った料金額を超えないものとしします。本条は、(1) HEG 並びにその各々のライセンサー、販売業者及び供給業者(それぞれの取締役、役員、従業員及び代理人を含みます。)に適用され、(2)本製品及び本サービスの購入価格を考慮した HEG とお客様の間のリスク・アロケーションを反映するものであり、(3)HEG が上記の損害が生じる可能性について知らされていた場合であっても、また、当該請求の全部又は一部が HEG の過失に基づくとは主張され又は実際に過失に基づくか否かにかかわらず、適用されるものであり、また、(4)当該損害が契約、保証、厳格責任、過失、不法行為その他に基づくものであるかを問わず適用されるものとしします。上記の責任限定が強制執行不能であるか又はその本質的な目的を達することができない限度において、

HEG がお客様に対して負う唯一の責任は、総額で 100,000 日本円に限定されます。

16. 不可抗力

HEG は、自らの合理的な支配を超えた原因(天災若しくは政府の行為、通信、電気若しくは輸送の中断、請負業者若しくは供給業者による不履行、又は必要な労力若しくは材料の入手不能な場合を含みますが、これらに限られません。)(以下「不可抗力事由」という)により生じるいかなる履行遅滞又は不履行についても責任を負わないものとします。不可抗力事由が生じた場合、HEG は、お客様に対していかなる責任も負うことなく、該当する注文を解除する権利を留保します。

17. 輸出関係法令

本製品は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）とその関連法令に加え、米国輸出管理規則（15 CFR Part 730 et. seq）とその他米国輸出関連法令による輸出規制の対象となります。取引の諸事情によっては、その他の国の輸出関係法令（以下、適用ある全ての輸出関係法令を「輸出関係法規」という）による規制の対象ともなりえます。お客様は、輸出関係法規により輸出が禁止されている仕向地、団体・個人に対しては、日本政府、米国政府その他関連する国の政府による必要な許可又は承認なく、いかなる手段によっても本製品を輸出、再輸出または譲渡しないことに同意するものとします。HEG は、ご注文製品の出荷にあたり輸出関係法規に違反する可能性があると判断した場合には、いつでもその出荷を取り止める権利があります。

18. 準拠法

本契約は、法の抵触の原則にかかわらず、日本法を準拠法とします。本契約に基づく一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。両当事者は、本契約には国際物品売買契約に関する国連条約(the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Products)が適用されないことに明示に合意します。

19. 出訴期限

HEG は、本契約に起因する請求であって、当該請求の訴訟原因が最初に発生してから 2 年以上が経過してから提起されたものについては責任を負わないものとします。

20. 改定

HEG は、何時にても、本契約を改定する(www.heg.co.jp/legal/termsofsale への改定版の掲載をもって発効となります。)権利を留保します。但し、本製品又は本サービスの購入時において有効な条項が、当該製品又はサービスの購入に適用されるものとします。

21. 反社会的勢力の排除

お客様は、(i)日本の反社会的勢力に関する全ての適用ある法令、規則、条例及び規制(以下「反社会的勢力にかかる法令」と総称する)を遵守すること、(ii)お客様(お客様の従業員、取締役、役員、代理人、関連会社、下請人を含みます。)は反社会的勢力ではなく、また今後、反社会的勢力になることはないこと、(iii)

お客様は反社会的勢力にかかる法令に基づき制限又は禁止されるいかなる行為(反社会的勢力との間で利益を分配し又は支払を行うことを含みますが、これらに限られません。)も行っておらず、また行わないこと、(iv)HEG は、お客様との間で本契約を締結し履行するにあたり、お客様による上記保証に依拠していることを表明及び保証します。お客様が反社会的勢力であるとの疑いが生じ又は証明された場合には、HEG が本契約又は HEG が締結した他の文書において秘密保持義務又は他の制限的義務を負っているか否かにかかわらず、HEG は、HEG が要求したか又は HEG が知ることとなったお客様の情報、データ及び資料を収集し、日本の当局に対して開示及び交付できることにお客様は同意し、かつこれを許可します。お客様が上記のいずれかに違反する場合、HEG は救済措置を講じる権利を有するものとします。当該救済措置には、お客様に対する通知なしに、お客様に対するいかなる責任若しくは救済義務を負うことなく、本契約を直ちに解除すること、HEG が被った全ての損失及び損害をお客様に対して請求すること、又はその双方が含まれますが、これらに限られません。本条において、反社会的勢力には、「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団準構成員」、「暴力団関係者」、「暴力団関係企業」、「総会屋」、「社会運動等標ぼうゴロ(社会的運動又は政治活動を標榜して犯罪行為を行う集団)」及び「特殊知能暴力集団等(知的犯罪に特化した犯罪集団)」が含まれるものとします。

22. 一般条項 本契約及び参照により本契約に組み込まれるあらゆる条項は、本契約の対象事項に関する両当事者間の完全な合意を構成し、当該対象事項に関する全ての従前の取決め又は合意(書面又は口頭によるかを問いません。)に優先します。お客様は、本契約を読んだことを確認し、本条項を理解し、本条項に拘束されることに同意します。本契約は、HEG が別段書面により同意する場合を除き、他のいかなる文書を用いることによっても改定、補足又は変更されえないものとします。HEG による本契約上のいずれかの権利の行使の遅滞又は不行使は、当該権利を害するものではなく、また、権利放棄と解釈されるものではありません。本契約のいずれかの規定について権利放棄する場合は、書面によらなければならないが、また、本契約の他の条項の権利放棄若しくは修正、又はいずれかの規定の継続的な権利放棄とは解釈されないものとします。本契約で用いる「含む」の語は、「含むが、これに限られない」の意を有すると解釈されるものとします。本契約のいずれかの部分、条項又は規定が不法、強制執行不能、又は適用ある強制可能な法令に抵触するとされた場合でも、本契約の残りの部分又は規定の有効性は影響を受けません。各当事者は、契約に不明確な部分が含まれる場合はその弁護士がかかる契約を起草した当事者に不利益なものとして解釈されるべきとする原則を、本契約については明示的に放棄します。

2014年9月25日